

総務大臣
鈴木 淳 司 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第181号の答申
令和 2 年国勢調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮問第181号による令和 2 年国勢調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第 181 号「令和 2 年国勢調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で令和 2 年国勢調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

(1) 本計画の概要

国勢調査については、これまで、平成 12 年、17 年、22 年及び 27 年をそれぞれ対象とする調査の匿名データを作成しており、本計画では、年次を追加し、新たに令和 2 年調査の匿名データを作成するものである。

本計画では、総務省統計研究研修所により、調査共通的な匿名化処理方法の検討を行い、それを踏まえた国勢調査への適用などの検討を経て、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「処理基準」という。）について、従来の処理基準の一部を精緻化しつつ、ほぼ同様のサンプリング、トップコーディング及び識別情報の削除等の匿名化措置を実施するとともに、処理基準に沿って、今年度中を目標に匿名データの作成・提供を行うこととしている。

処理基準の変更のポイントとしては、従来の処理基準では、既存の統計表を用いて一意又は二意となるデータ等について匿名データの対象とせず削除するとともに、一部の項目について秘匿性確保のため集約した「リコーディング」していたところ、本計画の処理基準では、既存の統計表による匿名性の確認に加え調査票情報も用いてより緻密に一意又は二意となるデータ等を削除するとともに、それにより、一部の項目の「リコーディング」範囲を縮小しそのまま提供するものの増加を図るものである。

なお、国勢調査に係る匿名データの作成についての平成 25 年答申の「今後の課題」のうち「トップコーディングを行う高齢者の年齢の検討」については、すでに 85 歳以上から 90 歳以上への見直しを行っている。また、同「複数の匿名データの作成の可能性に関する検討」については、総務省統計研究研修所において調査共通的な課題として引き続き検討が進められている。

(2) データ削除判定の緻密化に関する処理基準の変更

本計画の処理基準では、以下のとおりデータ削除判定を精緻化する変更を行うこととしている。

(変更部分のみ)

従来の処理基準	本計画の処理基準
<ul style="list-style-type: none"> 既存の統計表により、全国において母集団一意又は二意であることが判明している世帯や個人が含まれる世帯の削除 既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれる統計表について、地域（都道府県、人口 50 万人以上の市区）において母集団一意又は二意であることが判明している世帯や個人が含まれる世帯の削除 	<u>調査票情報から作成した度数分布表を用いて、地域・男女・年齢区分及びその他の調査項目等の 4 項目が同じ組合せとなる個人が母集団一意又は二意であることが判明している場合はその者が含まれる世帯を削除するとともに、左記と同様な処理も行う。</u>
年齢差が 25 歳以上の夫婦のいる世帯を削除	<u>調査票情報から作成した度数分布表を用いたしきい値により、年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除</u>
年齢差が 55 歳以上の男親と子、年齢差が 45 歳以上の女親と子、年齢差が 14 歳以下の親と長子又は年齢差が 19 歳以下の親と末子のいる世帯を削除	<u>調査票情報から作成した度数分布表を用いたしきい値により、年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯を削除</u>
(従来なし)	<u>同一年齢の 15 歳未満の世帯人員が 3 人以上いる世帯及び 15 歳未満の就業者のいる世帯を削除</u>

(3) リコーディング範囲の縮小等に関する処理基準の変更

本計画の処理基準では、平成 27 年調査と同じ調査項目については、以下のとおり、項目を集約するリコーディング範囲を縮小しそのまま提供するものの増加を図るなどの変更を行うこととしている。

(変更部分のみ)

調査項目	従来の処理基準		本計画の処理基準		
住宅の建て方	長屋建	統合	長屋建		
	その他		その他		
住居の種類	給与住宅	統合	給与住宅		
	間借り		間借り		
世帯主との続き柄	他の親族	統合	他の親族		
	住み込みの雇人		住み込みの雇人		統合
	その他		その他		
5 年前にはどこに住んでいましたか	他県	統合	他県		
	国外から		国外から		
9 月 24 日から 30 日までの 1 週間に仕事をしましたか	主に仕事	統合	主に仕事		
	家事などのほか仕事		家事などのほか仕事		統合
	通学のかたわら仕事		通学のかたわら仕事		
	仕事を休んでいた（休業者）		仕事を休んでいた（休業者）		

調査項目	従来の処理基準		本計画の処理基準	
従業地又は通学地	県内他市町村で従業・通学 他県で従業・通学	統合	県内他市町村で従業・通学 他県で従業・通学	
事業の内容	製造業	統合	製造業	
	電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業	
	複合サービス事業	統合	複合サービス事業	
	サービス業（他に分類されないもの）		サービス業（他に分類されないもの）	
本人の仕事の内容	保安職業従事者	統合	保安職業従事者	
	農林漁業従事者		農林漁業従事者	
	輸送・機械運転従事者		輸送・機械運転従事者	
	建設・採掘従事者		建設・採掘従事者	
世帯の家族類型	男親と子供から成る世帯	統合	男親と子供から成る世帯	
	女親と子供から成る世帯		女親と子供から成る世帯	

また、令和2年調査は西暦末尾0の年のため大規模調査に当たり、平成27年調査では調査されていない「在学中・卒業の学校の種類又は未就学の種類」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」項目についても、前回大規模調査である平成22年調査と比べて、調査事項の一部変更を踏まえつつ、リコーディング範囲を縮小するなどの変更を行うこととしている。

(変更部分のみ)

調査項目	従来の処理基準		本計画の処理基準	
在学中・卒業の学校の種類 又は未就学の種類	卒業者 小学校・中学校	統合	卒業者 小学校	統合
			卒業者 中学校	
	卒業者 大学・大学院	統合	卒業者 大学	統合
			卒業者 大学院	
	在学者 小学校・中学校	統合	在学者 小学校	統合
			在学者 中学校	
在学者 大学・大学院	統合	在学者 大学	統合	
		在学者 大学院		
未就学者 その他	統合	未就学者 認定こども園	統合	
		未就学者 乳児・その他		
従業地又は通学地までの利用交通手段	《利用交通手段が1種類》		《利用交通手段が1種類》	
	オートバイ	統合	オートバイ	
	自転車		自転車	
	勤め先・学校のバス	統合	勤め先・学校のバス	
	ハイヤー・タクシー		ハイヤー・タクシー	
	その他	統合	その他	

このような本計画については、データの削除範囲等の精緻化により提供される事項のリコーディングなどの加工をなるべく少なくするものであり、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから、適当である。